

第16節 要配慮者等安全確保体制整備計画

- | | |
|-----|-------------------|
| 第1項 | 避難支援に必要な情報の整理 |
| 第2項 | 社会福祉施設、病院等の対策 |
| 第3項 | 在宅要配慮者対策 |
| 第4項 | 要配慮者への防災教育・訓練等の実施 |

《 基本方針 》

要配慮者は、災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられる。そのため、地域毎の要配慮者に関する現状把握を含め、近隣住民をはじめとした地域社会で要配慮者を支援する体制づくりを推進し、災害時における要配慮者の安全確保を図るものとする。

高齢者や障害者、未来を担う子ども達等の安全確保に努めるとともに地域ぐるみで助け合う体制、社会づくりを目指し、要配慮者の安全確保に努める。

(1) 発生時間と対策の対応

災害の発生時期は事前には特定できないため、夜間等考えうる最悪の場合にも対応できるよう、要配慮者の安全確保体制の整備を行う必要がある。

(2) 行政と地域住民との協力体制の整備

広域にわたって被害をもたらす災害に対しては、行政とともに地域住民が協力し、一体となって要配慮者の安全確保に取り組んでいくことが必要である。

このため、要配慮者の安全確保においても自主防災組織等、近隣住民の協力が重要となる。

(3) 要配慮者としての外国人に対する配慮の必要性

国際化の進展に伴い、本市に居住あるいは来訪する外国人の動向は増加し、アジア地域の人々が増える等多様化してきている。こうした状況の中、災害時においても外国人が被災する危険性が高まってきている。

したがって、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する情報提供や防災教育及び防災訓練等の実施が必要である。

《 現況/課題 》

市内には、老人ホーム等の社会福祉施設、総合病院、有床診療所が複数存在している。

要配慮者の対象となる75歳以上の人口は12,052人（令和2年国勢調査（総務省統計局））であり、市内人口の総数に占める割合は11.6%（令和2年国勢調査（総務省統計局））である。高齢化の進行に伴って、要配慮者数の増加、特に、寝たきり老人や独居老人といった何らかの援助を要する者等（以下「在宅要配慮者」という。その他、自宅療養者や障害者等を含む。）は、確実に増加することとなる。現在、在宅要配慮者の所在や人員等についての把握や、組織体制の充実を図っている。

このような在宅要配慮者に関しては、福祉や医療の問題にとどまらず、災害時の防災面における地域対応等の問題を抱えている。

第1項 避難支援に必要な情報の整理

《 計画目標 》

1. 避難支援に必要な情報の整理

市は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月内閣府）及び筑紫野市災害時等要援護者支援制度実施要綱（平成23年筑紫野市要綱第6号）に則り、要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成し、関係機関と情報共有を行う。

第2項 社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

1. 組織体制の整備

(1) 組織体制

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時での要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 社会福祉施設、病院等の体制

「要配慮者」が利用する社会福祉施設・病院等の経営者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、市、施設相互間、自主防災組織等及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

2. 防災設備等の整備

(1) 社会福祉施設及び病院等の管理者に対し、災害時における「要配慮者」の安全を確保するための防災設備等の整備促進を要請する。

(2) 社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

(3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

(4) 土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域若しくは洪水又は内水浸水想定区域内に位置する社会福祉施設及び病院等の管理者は、土砂災害防止法・水防法に基づき避難確保計画の作成、避難訓練を行い、利用者の円滑な避難の確保を図る。

第3項 避難行動要支援者

《 計画目標 》

1. 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを避難行動要支援者とし、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握を行うものとする。

2. 避難行動要支援者等の範囲

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち次に掲げる要件に該当するもの、要件から漏れた者のうち自らの命を主体的に守るため、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を希望するもの又は筑紫野市災害時等要援護者支援制度実施要綱に基づき災害時における支援を申し出た者とする。

- (1) 要介護3以上の認定を受けている者又はその他の要支援若しくは要介護の認定を受けている者であって、日常生活が自立していないもの
- (2) 身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者又は身体障害者手帳3級から6級の交付を受けている者であって、視覚障害のあるもの
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- (5) その他、前各号に準ずる者

3. 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に関して必要と認める事項

4. 避難行動要支援者名簿の更新及び情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、定期更新を行うものとし、避難行動要支援者の避難支援等に必要事項に変化が生じたとき、若しくは転居又は入院により避難行動要支援者名簿から削除されたときは、その都度更新を行うものとする。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿の更新を行ったときは、避難者支援等関係者に情報を提供し、情報共有を図るものとする。

5. 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

(1) 避難行動要支援者名簿の利用

市は、災害発生時に備えて避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載され、又は記録された情報をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため

めに内部で利用することができる。

(2) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備えて避難支援等の実施に必要な限度であって、避難行動要支援者の同意が得られた場合は、平時から消防機関、福岡県警察、民生委員、筑紫野市社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するものとする。ただし、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者その他の者に対して避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

なお、災害の危険が過ぎ去った後は、提供した避難行動要支援者名簿情報のうち同意を得ていない部分を回収するものとする。

6. 個別計画の作成

市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うため、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた個別計画を作成するものとする。

7. 秘密保持義務

市及び避難支援等関係者は、提供を受けた避難行動要支援者名簿を厳重に保管し、また、その避難行動要支援者名簿によって知り得た避難行動要支援者に関する秘密を将来にわたり正当な理由なく他者に漏らしてはならない。

第4項 在宅要配慮者対策

《 計画目標 》

1. 在宅要配慮者対策

(1) 防災施設設備等の整備

一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備を進める。また、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。

(2) 支援体制の整備

- 1) 一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。
- 2) 要配慮者自身の災害対応能力及び在宅要配慮者の状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。
- 3) 地域包括支援センターやケアマネージャーと連携して、災害時の在宅要配慮者の安否確認を行える体制の整備を推進し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。
- 4) 人工透析患者に対しては、全国腎臓病患者連絡協議会の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

2. 在宅要配慮者を考慮した防災基盤の整備

- (1) 要配慮者自身の災害対応能力及び在宅要配慮者の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。
- (2) 福祉ボランティア活動や地域福祉活動の拠点として、総合保健福祉センターを有効に利用し、

- (3) 地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。また、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。
- (4) 保健、医療、福祉の連携を基盤とした「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の推進等、地域保健医療の充実に努める。

第5項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

《 計画目標 》

1. 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

- (1) 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施
要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。
- (2) 外国人に対する防災教育・訓練の実施
地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、外国人に対する防災教育・訓練及び災害時の情報提供等を検討する。このため、英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等の作成、外国人を対象とした防災訓練の実施、防災標識等への外国語の付記、及び災害時の外国語による広報等の対策を推進する。